

2 教育職員免許法ならびに同法施行規則の一部改正

イ 高等学校教諭免許状の特例

高等学校教諭免許状の特例として、特定の教科の技能にかかる事項について、1級、2級の区別のない教諭免許状が設けられた。

この免許状は、大学の教育を受けたか否かにかかわらず、文部大臣が行なう試験によって教員として適当な者であると認められた者に教育職員免許状が授与されるものであり、現行の免許法制定以来はじめての「試験」制度である。

なお、本年度においては、剣道、柔道および計算実務について試験が行われた。

ロ 小・中・高校および幼稚園の教員免許状を上進しようとする場合の在職年数の取り扱いに関する改正。

これは、盲学校・聾学校および養護学校の各部の教員の在職年数を、その者の所持する小学校、中学校、および幼稚園の教員免許状を上進しようとする場合に通算するようにしたものである。

3 免許法認定講習

教育職員免許法にもとづく本年度免許法認定講習は、夏季免許法認定講習、幼稚園保育内容研究講習会および福島県精神薄弱教育講座が開催された。

(1) 夏季免許法認定講習

- ① 会場地 郡山市、会津若松市、平市
- ② 期間 昭和39年8月1日～8月10日
- ③ 実施状況

会場	一般・専門の別	科目	受講者数	授与単位数	
郡山	教科専門科目	図画工作	46	46	
		音楽	35	35	
		農業	17	17	
		工業	45	45	
	教職専門科目	体育科教材研究	42	42	
		音楽科教材研究	42	42	
		特殊教育専門科目	点字の理論及び実際	25	25
			言語指導の理論及び実際	42	42
市	特殊教育専門科目	異常児(精薄)の病理	42	42	
		聴覚音声生理及び病理	40	40	
		視覚生理および病態	37	37	
		異常児(肢体不自由)の病理	25	25	
会津若松市	教科専門科目	図画工作	37	37	
		体育	23	23	
	教職専門科目	音楽科教材研究	33	33	
		図工科教材研究	35	35	

平	教科専門科目	体育	27	27
	〃	音楽	16	16
市	教職専門科目	図工科教材研究	31	31
	〃	体育科教材研究	9	9

(2) 昭和39年度幼稚園保育内容研究講習会

- ① 会場地 福島市
- ② 期間 昭和39年7月20日～7月26日
- ③ 受講者および付与単位数

科目および単位	自然	1単位
受講者数		51名
付与単位数		51単位

(3) 昭和39年度福島県精神薄弱教育講座

- ① 会場地 福島市
- ② 期間 昭和39年8月22～29日
- ③ 実施状況

科目	受講者数	授与単位数	備考
異常児教育	106	106	北海道5名、青森県11名、秋田県7名、岩手県10名、山形県19名、福島県38名、宮城県16名
異常児教育	106	106	

第5節 訴訟事件

1 事件の概要

昭和40年3月31日現在、当教育委員会関係の争訟事件は、行政訴訟事件として裁判所に係属中のもの9件、県人事委員会に不利益処分審査請求事件として係属中のもの4件、計13件におよんでおり、全国的には第7位に位置し、比較的争訟事件を多くかかえているといえる。以下行政訴訟事件、不利益処分審査請求事件にわけ、概要を説明することとする。

(1) 行政訴訟事件

- ① 懲戒処分取消請求事件(福島地裁昭34行第2号)

昭和33年9月15日、同年10月28日、同年11月26日、教職員に対する勤務評定実施に反対するため、県下において多数の教職員が上司の許可なく職場を放棄し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害され非常に混乱が生じた。当教育委員会としては、このような行為は地方公務員法に違反するものであるとし、当時の県教員組合中央執行委員長加藤林外27名に対し懲戒処分を行なったが、加藤林外27名はこれを不服として昭和34年1月20日福島地方裁判所に懲戒処分取消の訴の提起をなしたものである。

- ② 懲戒処分取消請求事件(福島地裁昭36行第9号)